

2024年3月1日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
食品安全担当 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル4階
京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

令和6年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に関する意見

令和6年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に対して、以下の意見、要望を述べます。

(1) III 監視指導の実施 (P.3)

2 一斉監視等の実施 (P.4)

年間を通じて施設の監視を行う中、特に細菌性の食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末については、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、重点的に監視指導されることに賛成します。

また、昨年自動車及び露店営業についての重点的な監視についてもお願いしたいとの意見を出させて頂きましたが、令和5年度から実施を頂いていることを評価します。引き続き食中毒発生防止のため、一斉監視の取組み強化をお願いします。

(2) V 緊急管理体制の整備 (P.5)

1 食中毒等の健康危害発生時の対応

令和5年12月から、市民等からの届け出方法としてこれまでの電話連絡に加え、新たに「発生連絡フォーム」を活用したオンライン受付が開始され、職員は届け出内容をいち早く把握し、感染症担当とも連携した迅速な対応が可能となったことについて評価します。ただし消費者にはまだまだそのことが浸透していません。ホームページやSNS等を活用し、広く消費者に周知してください。

(3) VI 食品等事業者自らが実施する衛生管理の支援 (P.6)

原則として全ての食品等事業者は、施設の内外の清潔保持等の一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務付けされました。HACCPに沿った衛生管理で求められる衛生管理計画の策定と計画に基づく衛生管理の実施、実施状況の記録や振り返り状況を確認するとともに必要な助言・指導の継続をお願いします。

また、平成18年度に創設された「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」の取得施設は毎年少しずつ増えてはいますが、さらに取得事業所が増えるように働きかけの強化をお願いします。

(4) VII リスクコミュニケーションの推進 (P.7)

1 食品の安全性に関する情報発信、講習会及び意見交換会の実施

(1) カンピロバクターやノロウイルスをはじめとした食中毒予防対策の啓発

食中毒事例が多い若年層を中心に鶏肉の生食による食中毒リスクについて啓発されることや、冬場に多発するノロウイルス食中毒予防対策として、パンフレットなどを活用した啓発とともに「手洗いチェッカー」を学習会等で啓発を行うこと、またSNS、動画配信サイト等様々な媒体を活用し、情報発信を行っておられることを評価します。引き続き市民向け（特に若年層）と食品等事業者向けの講習会や意見交換会の開催について、きめ細かく実施して頂くことを要望します。